

●会員に対する処分の執行について

当該会員に対して、会則第54条の2第1項及び第4項に基づき、下記のとおり処分を執行しましたので、会則第54条の2第9項及び会令第91号「継続研修義務不履行者の処分に係る公表に関する規則」によりその旨を掲載します。

記

1. 処分を受けた会員の氏名及び登録番号  
北上 日出登 会員（登録第14514号）
2. 処分の方法  
権利停止6月（会則第54条の2第2項第2号）
3. 処分の執行日  
令和4年12月23日
4. 処分の理由の概要
  - （1）処分の理由：継続研修義務不履行
  - （2）適用条項：弁理士法第31条の2（研修）、弁理士法施行規則第25条（継続研修）、会則第57条第2項（継続研修）及び第57条の2（継続研修義務不履行者の履修期限）
  - （3）履修期間：  
Cグループ 平成28年4月1日～令和3年3月31日
  - （4）履修状況：  
不足している単位数 業務研修39.5単位